

地周第8165号
23.6.30
一部改正 防地周第15727号
27.10.1

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設の工事の助成について（通知）

標記について、防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第87号）第11条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第3条第2号に規定するテレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設の工事の助成の実施に関する基本的事項を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、施本施第1015号（CFM）（昭和49年12月21日）は、廃止する。

添付書類：別紙

テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設の工事の助成の実施に関する基本的事項

第1 事業計画に関する指針

1 取扱いに関する事項

- (1) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設（以下「共同受信施設」という。）の設置範囲は、集落の状況及び地理的条件、建設費、設置後の維持管理等総合的に検討し、最も合理的な範囲を定めるものとする。
- (2) 補助事業者は、地方公共団体又は共同受信施設の加入者をもって組織する団体（原則として5名以上の加入者を有するものとする。）とする。
ただし、補助事業者が共同受信施設の加入者をもって組織する団体である場合には、共同受信施設の維持、運用及び管理が十分に行われると認められることを条件とする。

2 補助の対象

補助の対象とする共同受信施設の範囲は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 受信施設
空中線、空中線柱その他受信施設に必要な設備
- (2) 線路施設
電柱、給電線、増幅器、分配器、その他線路施設に必要な設備
- (3) 端末施設
給電線、引込線保安器その他端末施設に必要な設備
- (4) 前各号に掲げる施設を設置するために必要な用地（補償費を含む。）

3 計画、設計等に関する事項

- (1) 共同受信施設の設備基準は、原則として「テレビジョン共同受信施設仕様書」（昭. 44. 7. 日本放送協会）によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、放送法（昭和25年法律第132号）、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）その他関係法令の定めによるとともに、整備計画局制定の「有線・無線通信工事共通仕様書」に準拠するものとする。

第2 その他

共同受信施設に係る維持管理費は、補助しないものとする。